第１回厚真町議会定例会説明資料

令和６年３月５日

目　　次

厚真町個人情報保護法施行条例の一部改正について	２頁
厚真町監査委員条例の一部改正について	３頁
厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について	４頁～５頁
厚真町一般職の給与に関する条例の一部改正について	６頁～７頁
厚真町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	８頁～１０頁
厚真町手数料徴収条例の一部改正について	１１頁
厚真町国民健康保険条例の一部改正について	１２頁～３６頁
厚真町介護保険条例の一部改正について	３７頁～３９頁
厚真町道路占用料徴収条例の一部改正について	４０頁～４６頁
厚真町普通河川及び準用河川に関する占用料徴収条例の一部改正について	４７頁～５０頁
厚真町都市公園条例の一部改正について	５１頁～５３頁
厚真町簡易水道事業給水条例の一部改正について	５４頁
厚真町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準に関する条例の一部改正について	５５頁
厚真町簡易水道基金条例の一部改正について	５６頁
厚真町公共下水道基金条例の一部改正について	５７頁～５８頁
東胆振３町介護認定審査会共同設置規約の一部改正について	５９頁～６０頁
東胆振３町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部改正について	６１頁～６２頁
令和５年度町道幌内左岸線道路改良舗装工事その２請負契約の変更について	６３頁～６４頁
町道路線の廃止・認定について	６５頁～６６頁
専決処分（豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その５）請負契約の変更）の報告について	６７頁
令和５年度厚真町一般会計補正予算（第１４号）について	６８頁～７６頁
令和５年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について	７７頁

厚真町個人情報保護法施行条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
本　則　（略） 附　則 (経過措置) 第1条・第2条　（略） 第3条　（略） 2～4　（略） 5　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3)　（略） 6　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 7　（略） 第4条　（略）	本　則　（略） 附　則 (経過措置) 第1条・第2条　（略） 第3条　（略） 2～4　（略） 5　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3)　（略） 6　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 7　（略） 第4条　（略）

厚真町監査委員条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
第1条　（略） （請求又は要求による監査） 第2条　監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から60日以内に監査を行わなければならない。 第3条～第9条　（略）	第1条　（略） （請求又は要求による監査） 第2条　監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から60日以内に監査を行わなければならない。 第3条～第9条　（略）

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

１　改正の理由

令和４年度の農業委員会に関する法律の一部改正により、農地利用最適化活動が農業委員の必須業務として法定化された。このことにより農業委員の農地利用の最適化活動の実績に応じて国より配分される交付金を、農業委員へ活動及び成果報酬として支払うため

２　財　源

国の農地利用最適化交付金　１０／１０

３　農業委員への活動及び成果報酬

「農地利用最適化交付金事業実施要綱」農林水産事務次官依命通知（令和５年４月５日付け４経営第３１４２号）

	内　容	支給額の考え方
活動実績	・出し手・受け手への意向確認 ・事務局及び関係機関との打合せ ・農地の見回り ・新規参入希望者の相談対応　等	農地利用最適化交付金事業の活動実績に応じて交付される交付金の額（交付金のうち７割）を全農業委員の活動日数を合計した数で除した額に、当該委員の活動日数を乗じた額
成果実績	・担い手への農地の集積・集約化 ・遊休農地の発生防止・解消 ・新規参入の促進	農地利用最適化交付金事業の成果実績に応じて交付される交付金の額（交付金のうち３割）を、活動を実施した委員の数で除した額

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
本　則　（略）

別表第１（第１条関係）
報酬額
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>報酬の区分</th><th>報酬額（円）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">農業委員会委員</td><td>会長</td><td rowspan="3">月額</td><td>６８，０００</td></tr>
<tr><td>会長代理</td><td>４５，０００</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>４０，０００</td></tr>
<tr><td>農地利用最適化業務</td><td>年額</td><td>活動及び成果に応じた報酬で町長が別に定める額</td></tr>
</table>
以　下　（略）
</td><td>
本　則　（略）

別表第１（第１条関係）
報酬額
<table>
<tr><th colspan="2">報酬額区分</th><th>報酬の区分</th><th>報酬額（円）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">農業委員会委員</td><td>会長</td><td rowspan="3">月額</td><td>６８，０００</td></tr>
<tr><td>会長代理</td><td>４５，０００</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>４０，０００</td></tr>
</table>
以　下　（略）
</td></tr>
</table>

厚真町一般職の給与に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
第1条~第18条の2　（略）	第1条~第18条の2　（略）
(期末手当の支給制限)	(期末手当の支給制限)
第18条の3　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。	第18条の3　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた者	(3)　基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者
(4)　次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者	(4)　次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者
(期末手当の一時差止)	(期末手当の一時差止)
第18条の4　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当を一時差し止めることができる。	第18条の4　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当を一時差し止めることができる。
(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定し	(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定して

厚真町一般職の給与に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
ていない場合 (2)　（略） 2～7　（略） 第18条の5～第21条　（略）	いない場合 (2)　（略） 2～7　（略） 第18条の5～第21条　（略）

厚真町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

１　改正の趣旨

国の非常勤職員すべてに勤勉手当が支給される状況となったことを受け、令和５年４月に地方自治法が改正され、令和６年度から会計年度任用職員にも勤勉手当が支給可能となった。国の取扱いとの均衡や情勢を踏まえ、会計年度任用職員の処遇向上を図るべく勤勉手当を支給するため、厚真町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する。

２　改正の内容

会計年度任用職員

○　勤勉手当を年間２．０５月分支給する。

年度	区分	６月	１２月	計
令和５年度	期末手当	１．２０月	１．２５月	２．４５月
	勤勉手当	－	－	－
	計	１．２０月	１．２５月	２．４５月

年度	区分	６月	１２月	計
令和６年度	期末手当	１．２２５月	１．２２５月	２．４５月
	勤勉手当	１．０２５月	１．０２５月	２．０５月
	計	２．２５月	２．２５月	４．５０月

○　施行期日等

令和６年４月１日から施行する。

（令和６年６月の勤勉手当から支給開始）

厚真町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
第1条・第2条　(略)	第1条・第2条　(略)
(会計年度任用職員の給与)	(会計年度任用職員の給与)
第3条　この条例において給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。	第3条　この条例において給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。
2～4　(略)	2～4　(略)
第4条～第16条　(略)	第4条～第16条　(略)
(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)	
第16条の2　給与条例第18条の5の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。	
2　前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。	
第17条～第28条　(略)	第17条～第28条　(略)
(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)	
第28条の2　給与条例第18条の5の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条の5第2項第1号中「基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額を加算した額」とあるのは「基準日(退職し、又は死亡	

厚真町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。次項において同じ。)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と、同条第3項中「基準日現在において受けるべき給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」とする。 2　前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。	
第29条～第35条　（略）	第29条～第35条　（略）

厚真町手数料徴収条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
(種類及び金額)	(種類及び金額)
第1条　（略）	第1条　（略）
第2条　手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	第2条　手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。
(1)～(28)　（略）	(1)～(28)　（略）
(29)　地籍図写（電子データ含む）交付手数料　1枚につき　300円	(29)　地籍図写交付手数料　1枚につき　300円
(30)　（略）	(30)　（略）
(31)　地籍図等に関する電子データ交付手数料　1式（町全域）　100,000円	
(32)　（略）	(31)　（略）
(33)　（略）	(32)　（略）
(34)　（略）	(33)　（略）
(35)　（略）	(34)　（略）
(36)　（略）	(35)　（略）
(37)　（略）	(36)　（略）
(38)　（略）	(37)　（略）
(39)　（略）	(38)　（略）
(40)　（略）	(39)　（略）
(41)　（略）	(40)　（略）
	(41)及び(42)　削除
(42)　（略）	(43)　（略）
(43)　（略）	(44)　（略）
(44)　（略）	(45)　（略）
(45)　（略）	(46)　（略）
第3条～第9条　（略）	第3条～第9条　（略）

厚真町国民健康保険条例の一部改正について

１　改正の内容

（１）全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律（令和５年法律第３１号）に伴う改正

①　退職者医療制度の廃止に伴う改正（第１４条の３～第２２条の４）

退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みである退職者医療制度が対象者の減少により財政調整効果が実質喪失していることや事務コストの削減を図る観点から令和６年４月１日に廃止

（２）国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第１７号）に伴う改正

①　国民健康保険の保険料の限度額の引き上げ（第１８条の６の１２、第２２条第３項、第２２条の４第３項及び同条第７項）

後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を２２万円から２４万円に引き上げ

②　低所得者の保険料の減額に係る所得判定基準の変更（第２２条第１項第２号及び同項第３号）

低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、５割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を２９万円 から２９万５千円に、２割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を５３万５千円から５４万５千円に引き上げ

（３）基礎賦課額の算定方法の改定

北海道が目指す保険料水準の統一に向けた賦課方式の考え方と整合性を図るため、道が示す保険料の標準的算定方法へ変更するもの

・資産割を廃止し、所得割、均等割及び平等割の「３方式」により算定

【令和６年度】

	所得割	資産割（廃止）	均等割	平等割	賦課限度額
医療費給付分	7.58%	0%	31,922 円	37,732 円	６５万円
後期高齢者支援金分	2.54%	0%	10,754 円	12,711 円	２４万円
介護納付金分	1.84%	0%	12,323 円	10,554 円	１７万円

※所得割：加入者の所得から基礎控除額を差し引いた額に応じて計算
※資産割：加入者の固定資産税額に応じて計算
※均等割：加入者一人あたりの額
※平等割：１世帯あたりの額

【参考】令和５年度

	応能割（６０%）		応益割（４０%）	
	所得割（50%）	資産割（10%）	均等割（25%）	平等割（15%）
医療費給付分	6.44%	48.17%	32,369 円	34,805 円
後期高齢者支援金分	1.96%	14.64%	9,842 円	10,582 円
介護納付金分	1.37%	12.52%	10,485 円	8,121 円

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
第1条～第13条　（略）	第1条～第13条　（略）
(基礎賦課総額)	(一般被保険者に係る基礎賦課総額)
第13条の2　保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第22条及び第22条の3及び第22条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	第13条の2　保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第22条及び第22条の3及び第22条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
(1)　当該年度における次に掲げる額の合算額	(1)　当該年度における次に掲げる額の合算額
ア　療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額	ア　療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額
イ　国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者	イ　国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額	確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額
ウ～オ　(略)	ウ～オ　(略)
カ　その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)	カ　その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに道が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)
(2)　当該年度における次に掲げる額の合算額	(2)　当該年度における次に掲げる額の合算額
ア　(略)	ア　(略)
イ　法附則第7条の規定により読み替え	イ　法附則第22条の規定により読み替え

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
られた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額	られた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額
ウ　法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額	ウ　法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額
エ　その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額	エ　その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額
(基礎賦課額)	(一般被保険者に係る基礎賦課額)
第14条　保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定	第14条　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。	般被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。
2　(略)	2　(略)
(基礎賦課額の所得割額の算定)	(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)
第15条　前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第3	第15条　前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第3

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
6条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第22条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区	6条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第22条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第18条の所得割の保険料率を乗じて算定する。	分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第18条の所得割の保険料率を乗じて算定する。
2・3　(略)	2・3　(略)
	(一般被保険者に係る基礎賦課額の資産割額の算定)
第17条　削除	第17条　第14条の資産割額は、一般被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額(以下「土地及び家屋に係る固定資産税額」という。)に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。
	2　前項の賦課標準を計算する場合その額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
(基礎賦課額の保険料率)	(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)
第18条　被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	第18条　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
(1)　所得割 第15条第1項の所得割の保険料率は100分の7.58とする。	(1)　所得割 基礎賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
(2)　削除	(2)　資産割 基礎賦課総額の100分の10に相当する額を第17条に規定する土地及び家屋に係る固定資産税額(国民健康保険法施行令

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
	第29条の7第2項第7号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
(3)　被保険者均等割 第14条第1項の被保険者均等割額は、被保険者1人について31,922円とする。	(3)　被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
(4)　第14条第1項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 ア　特定世帯(特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。))以外の世帯　37,732円	(4)　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
	後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
イ　特定世帯　18,866円	イ　特定世帯　アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額
ウ　特定継続世帯　28,299円	ウ　特定継続世帯　アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額
2・3　（略）	2・3　（略）
	(退職被保険者等に係る基礎賦課額)
第18条の2から第18条の5の2まで　削除	第18条の2　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。
	2　前項の規定により算定した基礎賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
	(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)
	第18条の3　前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第18条の所得割の保険料率を乗じて算定する。
	(退職被保険者等に係る基礎賦課額の資産割額の算定)
	第18条の4　第18条の2の資産割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の土地及び家屋

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
	に係る固定資産税額に、第18条の資産割の保険料率を乗じて算定する。 (退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定) 第18条の5　第18条の2の被保険者均等割額は、第18条の規定により算定した額と同額とする。 (退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定) 第18条の5の2　第18条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯　第18条第1項第4号アに定めるところにより算定した額 (2)　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)　第18条第1項第4号イに定めるところにより算定した額 (3)　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)　第18条第1項第4号ウに定めるところにより算定した額
(基礎賦課限度額) 第18条の6　第14条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。	(基礎賦課限度額) 第18条の6　第14条又は第18条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の基礎賦課額と第18条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項におい

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
	て同じ。)は、65万円を超えることができない。
(後期高齢者支援金等賦課総額)	(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)
第18条の6の2　保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第22条、第22条の3及び第22条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	第18条の6の2　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第22条、第22条の3及び第22条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
(1)　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)	(1)　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)
(2)　当該年度における次に掲げる額の合算額	(2)　当該年度における次に掲げる額の合算額
ア　法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額	ア　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
イ　その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付	イ　その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額	に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額
(後期高齢者支援金等賦課額)	(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)
第18条の6の3　保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。	第18条の6の3　保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。
(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)	(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)
第18条の6の4　前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第18条の6の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。	第18条の6の4　前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第18条の6の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。
	(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額の算定)
第18条の6の5　削除	第18条の6の5　第18条の6の3の資産割額は、一般被保険者に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。
(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)	(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)
第18条の6の6　後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	第18条の6の6　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
(1)　第18条の6の4の所得割の保険料率は100分の2.54とする。	(1)　所得割　後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
(2)　削除	(2)　資産割　後期高齢者支援金等賦課総額の100分の10に相当する額を一般被保険者に係る土地及び家屋に係る固定資産税額(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第6号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
(3)　第18条の6の3の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,754円とする。	(3)　被保険者均等割　後期高齢者支援金等賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
(4)　第18条の6の3の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	(4)　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
ア　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　12,711円	ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
イ　特定世帯　6,355円	イ　特定世帯　アに定めるところにより

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
	算定した額に2分の1を乗じて得た額
ウ　特定継続世帯　9,533円	ウ　特定継続世帯　アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額
2・3　（略）	2・3　（略）
	(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)
第18条の6の7から第18条の6の11まで　削除	第18条の6の7　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。
	(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)
	第18条の6の8　前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第18条の6の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。
	(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額の算定)
	第18条の6の9　第18条の6の7の資産割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、第18条の6の6の資産割の保険料率を乗じて算定する。
	(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)
	第18条の6の10　第18条の6の7の被保険者均等割額は、第18条の6の6の規定により算定した額と同額とする。

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
	(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定) 第18条の6の11　第18条の6の7の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯　第18条の6の6第1項第4号アに定めるところにより算定した額 (2)　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)　第18条の6の6第1項第4号イに定めるところにより算定した額 (3)　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)　第18条の6の6第1項第4号ウに定めるところにより算定した額
(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第18条の6の12　第18条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。	(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第18条の6の12　第18条の6の3又は第18条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第18条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第18条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。)は、22万円を超えることができない。
(介護納付金賦課総額) 第18条の7　保険料の賦課額のうち介護納付	(介護納付金賦課総額) 第18条の7　保険料の賦課額のうち介護納付

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
金賦課額(第22条及び第22条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1)　(略) (2)　当該年度における次に掲げる額の合算額 ア　法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額 イ　その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額	金賦課額(第22条及び第22条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1)　(略) (2)　当該年度における次に掲げる額の合算額 ア　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額 イ　その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額
(介護納付金賦課額) 第18条の8　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。 2　(略)	(介護納付金賦課額) 第18条の8　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。 2　(略)

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
第18条の10　削除	(介護納付金賦課額の資産割額の算定) 第18条の10　第18条の8の資産割額は、介護納付金賦課被保険者に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。
(介護納付金賦課額の保険料率) 第18条の11　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	(介護納付金賦課額の保険料率) 第18条の11　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
(1)　所得割 第18条の8第1項の所得割の保険料率は100分の1.84とする。	(1)　所得割 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
(2)　削除	(2)　資産割 介護納付金賦課総額の100分の10に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る土地及び家屋に係る固定資産税額(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第6号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
(3)　被保険者均等割 第18条の8第1項の被保険者均等割額は、被保険者1人について12,323円とする。	(3)　被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
(4)　世帯別平等割 第18条の8第1項の世帯別平等割額は、1世帯について10,554円とする。	(4)　世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額
2・3　（略）	2・3　（略）
第18条の12～第20条　（略）	第18条の12～第20条　（略）
(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)	(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)
第21条　保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条、第18条の6の3の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)若しくは特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第18条の8の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第22条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、次条の3第4項第1号(同条第6項の規定	第21条　保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条、第18条の2、第18条の6の3若しくは第18条の6の7の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)若しくは特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第18条の8の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第22条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第18条若しくは第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第22条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。	5を乗じて得た額、次条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第22条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。
2　保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条若しくは第18条の6の3の額又は第18条の8の額又は次条第1項各号に定める額、第22条の3第1項に定める第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第4項第1号に定める額、第22条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)	2　保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条、第18条の2、第18条の6の3若しくは第18条の6の7の額又は第18条の8の額又は次条第1項各号に定める額、第22条の3第1項に定める第18条若しくは第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第4項第1号に定める額、第22条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
の属する月の前月まで、月割をもって行う。	の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。
(低所得者の保険料の減額)	(低所得者の保険料の減額)
第22条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。	第22条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。
(1)　(略)	(1)　(略)
(2)　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額	(2)　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア・イ　(略)	ア・イ　(略)
(3)　第1号に規定する総所得金額及び山林	(3)　第1号に規定する総所得金額及び山林

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に54万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ　（略）	所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に53万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の6の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。	3　前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。
4　第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは	4　第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。	「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。
(未就学児の被保険者均等割額の減額)	(未就学児の被保険者均等割額の減額)
第22条の3　当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。	第22条の3　当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。
2　(略)	2　(略)
3　前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と、第2項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。	3　前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条又は第18条の5」とあるのは「第18条の6の6又は第18条の6の10」と、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」と、第2項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。
4　当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。	4　当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
(1)　第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額	(1)　第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額
(2)　(略)	(2)　(略)
5　(略)	5　(略)
6　前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と、第5項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。	6　前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条又は第18条の5」とあるのは「第18条の6の6又は第18条の6の10」と、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」と、第5項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。
(出産被保険者の保険料の減額)	(出産被保険者の保険料の減額)
第22条の4　当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く)。	第22条の4　当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く)。
(1)・(2)　(略)	(1)・(2)　(略)
2　(略)	2　(略)
3　前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合にお	3　前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合にお

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
いて、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の6の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。	いて、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。
4　第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。	4　第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。
5　当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。 (1)・(2)　(略)	5　当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。 (1)・(2)　(略)
6　(略)	6　(略)
7　前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」	7　前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
とあるのは「第18条の6の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。	は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。
8　第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。	8　第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。

厚真町介護保険条例の主な改正内容

1　改正の内容

第９期厚真町介護保険計画により算定した給付見込額に基づき、令和６年度から令和８年度までの介護保険料を定めるもの

【改正後の所得段階別保険料】

<table>
<tr><th rowspan="3">段　階</th><th rowspan="3" colspan="3">対　象　者</th><th colspan="4">保険料基準額に対する割合
及び保険料額の変更内容</th></tr>
<tr><th colspan="2">第８期
（令和３年度以降）</th><th colspan="2">第９期
（令和６年度以降）</th></tr>
<tr><th>保険料率</th><th>保険料（円）</th><th>保険料率</th><th>保険料（円）</th></tr>
<tr><td>第１段階</td><td colspan="3">・生活保護受給者
・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方
・世帯全員が町民税非課税で、前年の[合計所得金額＋課税年金収入額]が80万円以下の方</td><td>0.5
(0.3)</td><td>33,600
(20,160)</td><td>0.455
(0.285)</td><td>30,570
(19,150)</td></tr>
<tr><td>第２段階</td><td rowspan="4">本人が町民税非課税</td><td rowspan="2">世帯全員が町民税非課税</td><td>前年の[合計所得金額＋課税年金収入額]が、80万円超120万円以下の方</td><td>0.75
(0.5)</td><td>50,400
(33,600)</td><td>0.685
(0.485)</td><td>46,030
(32,590)</td></tr>
<tr><td>第３段階</td><td>第１段階、第２段階に該当しない方</td><td>0.75
(0.7)</td><td>50,400
(47,040)</td><td>0.690
(0.685)</td><td>46,360
(46,030)</td></tr>
<tr><td>第４段階</td><td rowspan="2">世帯に町民税課税者がいる</td><td>前年の[合計所得金額＋課税年金収入額]が、80万円以下の方</td><td>0.9</td><td>60,480</td><td>0.9</td><td>60,480</td></tr>
<tr><td>第５段階
（保険料基準額）</td><td>第４段階に該当しない方</td><td>1.0</td><td>67,200</td><td>1.0</td><td>67,200</td></tr>
<tr><td>第６段階</td><td rowspan="9">本人が町民税課税</td><td colspan="2">前年の合計所得が、120万円未満の方</td><td>1.2</td><td>80,640</td><td>1.2</td><td>80,640</td></tr>
<tr><td>第７段階</td><td colspan="2">前年の合計所得が、120万円以上210万円未満の方</td><td>1.3</td><td>87,360</td><td>1.3</td><td>87,360</td></tr>
<tr><td>第８段階</td><td colspan="2">前年の合計所得が、210万円以上320万円未満の方</td><td>1.5</td><td>100,800</td><td>1.5</td><td>100,800</td></tr>
<tr><td>第９段階</td><td colspan="2">前年の合計所得が、320万円以上420万円未満の方</td><td>1.7</td><td>114,240</td><td>1.7</td><td>114,240</td></tr>
<tr><td>第１０段階</td><td colspan="2">前年の合計所得が、420万円以上520万円未満の方</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td>1.9</td><td>127,680</td></tr>
<tr><td>第１１段階</td><td colspan="2">前年の合計所得が、520万円以上620万円の方</td><td>2.1</td><td>141,120</td></tr>
<tr><td>第１２段階</td><td colspan="2">前年の合計所得が、620万円以上720万円未満の方</td><td>2.3</td><td>154,560</td></tr>
<tr><td>第１３段階</td><td colspan="2">前年の合計所得が、720万円以上の方</td><td>2.4</td><td>161,280</td></tr>
</table>

※括弧は軽減措置後の保険料率及び保険料額

2　施行期日

令和６年４月１日

厚真町介護保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
第1条～第10条の2　（略） (保険料の額) 第11条　令和6年度から令和8年度までの各年度における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の保険料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者　3万570円 (2)　令第38条第1項第2号に掲げる者　4万6,030円 (3)　令第38条第1項第3号に掲げる者　4万6,360円 (4)～(9)　（略） (10)　令第38条第1項第10号に掲げる者　12万7,680円 (11)　令第38条第1項第11号に掲げる者　14万1,120円 (12)　令第38条第1項第12号に掲げる者　15万4,560円 (13)　令第38条第1項第13号に掲げる者　16万1,280円 2　前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定に関わらず、1万9,150円とする。 3　前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万9,150円」とあるのは、「3万2,590円」と読み替えるものとする。	第1条～第10条の2　（略） (保険料の額) 第11条　令和3年度から令和5年度までの各年度における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の保険料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者　3万3,600円 (2)　令第38条第1項第2号に掲げる者　5万400円 (3)　令第38条第1項第3号に掲げる者　5万400円 (4)～(9)　（略） 2　前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定に関わらず、2万160円とする。 3　前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万160円」とあるのは、「3万3,600円」と読み替えるものとする。

厚真町介護保険条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
4　第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万9,150円」とあるのは、「4万6,030円」と読み替えるものとする。	4　第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万160円」とあるのは、「4万7,040円」と読み替えるものとする。
第12条～第30条　（略）	第12条～第30条　（略）

厚真町道路占用料徴収条例新旧対照表

改　正　後

本　則　（略）

附　則　（略）

別表(第2条関係)

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	430円
	第2種電柱		670円
	第3種電柱		900円
	第1種電話柱		390円
	第2種電話柱		620円
	第3種電話柱		850円
	その他の柱類		39円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円
	地下に設ける電線その他の線類		2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	780円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330円

改　正　前

本　則　（略）

附　則　（略）

別表(第2条関係)

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	380円
	第2種電柱		580円
	第3種電柱		780円
	第1種電話柱		340円
	第2種電話柱		540円
	第3種電話柱		740円
	その他の柱類		34円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3円
	地下に設ける電線その他の線類		2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	330円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	200円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	680円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		280円

厚真町道路占用料徴収条例新旧対照表

改　正　後				改　正　前			
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	590円		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	670円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	780円		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	680円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	14円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		20円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		30円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		41円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		61円
	外径が0.3メー		93円		外径が0.3メー		81円

厚真町道路占用料徴収条例新旧対照表

改　正　後				改　正　前			
	トル以上0.4メートル未満のもの				トル以上0.4メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		200円
	外径が1メートル以上のもの		470円		外径が1メートル以上のもの		410円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	780円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	680円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室　階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室　階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
	地下街及び地下室　階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		地下街及び地下室　階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	地下街及び地下室　階数が3以上のもの		Aに0.07を乗じて得た額		地下街及び地下室　階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		290円		上空に設ける通路		330円
	地下に設ける通路		180円		地下に設ける通路		200円
	その他のもの		780円		その他のもの		680円
法第32条第1項第6号に掲	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつ	6円	法第32条第1項第6号に掲	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつ	7円

厚真町道路占用料徴収条例新旧対照表

改　正　後					改　正　前				
げる施設			き1日		げる施設			き1日	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	59円		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	67円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	59円	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	590円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	670円
	標識		1本につき1年	620円		標識		1本につき1年	540円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6円		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7円
		その他	1本に	59円			その他	1本に	67円

厚真町道路占用料徴収条例新旧対照表

改　正　後					改　正　前				
		のもの	つき1月				のもの	つき1月	
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6円		幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	7円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59円			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	67円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590円		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670円
		その他のもの		290円			その他のもの		330円
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	780円	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	680円
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額	政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル	59円	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル	67円
政令第7条第6号に				78円	政令第7条第6号に				68円

厚真町道路占用料徴収条例新旧対照表

改　正　後					改　正　前				
掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			につき1月		掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			につき1月	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.01 を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額		その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.022を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.015を乗じて得た額		その他のもの			Aに0.016を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のも			Aに0.022を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のも			Aに0.023を乗じて得た額

厚真町道路占用料徴収条例新旧対照表

改　正　後					改　正　前				
げる施設	のに限る。)の路面下に設けるもの				げる施設	のに限る。)の路面下に設けるもの			
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額		その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額
条例第2条第2頁第5号に掲げる物件	その他のもの	農地		近傍類似の農地の1平方メートル当たりの借賃(農地法(昭和27年法律第229号)第52条の規定に基づき厚真町農業委員会が情報の提供を行った借賃(その情報の提供がなかったときは、類似の市町村の農業委員会が情報の提供を行った借賃)をいう。以下同じ。)を勘案して町長が定める額	条例第2条第2頁第5号に掲げる物件	その他のもの	農地		近傍類似の農地の1平方メートル当たりの借賃(農地法(昭和27年法律第229号)第52条の規定に基づき厚真町農業委員会が情報の提供を行った借賃(その情報の提供がなかったときは、類似の市町村の農業委員会が情報の提供を行った借賃)をいう。以下同じ。)を勘案して町長が定める額
		その他のもの		町長がその都度定める			その他のもの		町長がその都度定める
備考1～7　（略）					備考1～7　（略）				

厚真町普通河川及び準用河川に関する占用料等徴収条例新旧対照表

改　正　後

本　則　（略）

附　則　（略）

別表第1（第2条関係）　（略）

別表第2（第2条関係）

土地占用料(年額)

番号	区分	単位	単価及び算出方法	摘要
1	鉱泉地	1口	類似の土地の価格に100分の6を乗じて得た額	
2	建造工作物敷地(外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。)	占用面積1平方メートル	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(地方税法第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいい、以下「近傍価格」という。)に100分の6を乗じて得た額(その額が20円に満たない場合にあっては、20円)	
3	その他の敷地		近傍価格に100分の5を乗じて得た額(その額が10円に満たない場合にあっては、10円)	
4	農耕用敷地		近傍類似の農地の1平方メートル当たりの借賃(農地法(昭和27年法律第229号)第52条の規定に基づき厚真町農業委員会が情報の提供を行った借賃(その情報の提供がな	

改　正　前

本　則　（略）

附　則　（略）

別表第1（第2条関係）　（略）

別表第2（第2条関係）

土地占用料(年額)

番号	区分	単位	単価及び算出方法	摘要
1	鉱泉地	1口	類似の土地の価格に100分の6を乗じて得た額	
2	建造工作物敷地(外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。)	占用面積1平方メートル	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(地方税法第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいい、以下「近傍価格」という。)に100分の6を乗じて得た額(その額が20円に満たない場合にあっては、20円)	
3	その他の敷地		近傍価格に100分の5を乗じて得た額(その額が10円に満たない場合にあっては、10円)	
4	農耕用敷地		近傍類似の農地の1平方メートル当たりの借賃(農地法(昭和27年法律第229号)第52条の規定に基づき厚真町農業委員会が情報の提供を行った借賃(その情報の提供がな	

厚真町普通河川及び準用河川に関する占用料等徴収条例新旧対照表

改　正　後					改　正　前				
				かったときは、類似の市町村の農業委員会が情報の提供を行った借賃)をいう。以下同じ。)を勘案して町長が定める額					かったときは、類似の市町村の農業委員会が情報の提供を行った借賃)をいう。以下同じ。)を勘案して町長が定める額
5	採草及び放牧用敷地			近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの借賃を勘案して町長が定める額に100分の60を乗じて得た額	5	採草及び放牧用敷地			近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの借賃を勘案して町長が定める額に100分の60を乗じて得た額
6	鉄道及び軌道敷地			80円	6	鉄道及び軌道敷地			80円
7	漁業及び養殖用水面			20円	7	漁業及び養殖用水面			20円
8	係船その他に係る水面			30円	8	係船その他に係る水面			30円
9	管(外径が0.4メートル未満のも	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	16円	9	管(外径が0.4メートル未満のも	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	14円
		外径が0.07メートル以上0.		23円			外径が0.07メートル以上0.		20円

厚真町普通河川及び準用河川に関する占用料等徴収条例新旧対照表

改　正　後			改　正　前		
のに限る。）の埋設	1メートル未満のもの		のに限る。）の埋設	1メートル未満のもの	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	35円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	30円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	47円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	41円
	外径が0.2メートル以上0.3メート	70円		外径が0.2メートル以上0.3メート	61円

厚真町普通河川及び準用河川に関する占用料等徴収条例新旧対照表

改　正　後					改　正　前				
		ル未満のもの					ル未満のもの		
		外径が0.3メートル以上のもの		93円			外径が0.3メートル以上のもの		81円
10	第1種電柱		1本	430円	10	第1種電柱		1本	380円
11	第2種電柱			670円	11	第2種電柱			580円
12	第3種電柱			900円	12	第3種電柱			780円
13	第1種電話柱			390円	13	第1種電話柱			340円
14	第2種電話柱			620円	14	第2種電話柱			540円
15	第3種電話柱			850円	15	第3種電話柱			740円
16	その他の柱類			39円	16	その他の柱類			34円
17	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル	4円	17	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル	3円
18	鉄塔		1基	780円	18	鉄塔		1基	680円
備考1～5　（略）					備考1～5　（略）				
別表第3(第2条関係)　（略）					別表第3(第2条関係)　（略）				

厚真町都市公園条例新旧対照表

改　正　後

第1条～第17条　（略）

附　則　（略）

別表（第10条関係）

	使用区分		単位	時間	使用料
法第5条第1項の許可	公園施設を設置する場合		町長がその都度定める		
	公園施設を管理する場合		〃		
法第6条第1項又は第3項の許可	第1種電柱		1本	1年	430円
	第2種電柱		〃	〃	670円
	第3種電柱		〃	〃	900円
	第1種電話柱		〃	〃	390円
	第2種電話柱		〃	〃	620円
	第3種電話柱		〃	〃	850円
	その他の柱類		〃	〃	39円
	共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	〃	4円
	地下電線その他地下に設ける線類		〃	〃	2円
	変圧塔		1基	〃	780円
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する	外径0.07メートル未満	1メートル	〃	16円
		外径0.07メートル以上0.1メートル未満	〃	〃	23円
		外径0.1メートル以上0.15メートル未満	〃	〃	35円

改　正　前

第1条～第17条　（略）

附　則　（略）

別表（第10条関係）

	使用区分		単位	時間	使用料
法第5条第1項の許可	公園施設を設置する場合		町長がその都度定める		
	公園施設を管理する場合		〃		
法第6条第1項又は第3項の許可	第1種電柱		1本	1年	380円
	第2種電柱		〃	〃	580円
	第3種電柱		〃	〃	780円
	第1種電話柱		〃	〃	340円
	第2種電話柱		〃	〃	540円
	第3種電話柱		〃	〃	740円
	その他の柱類		〃	〃	34円
	共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	〃	3円
	地下電線その他地下に設ける線類		〃	〃	2円
	変圧塔		1基	〃	680円
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する	外径0.07メートル未満	1メートル	〃	14円
		外径0.07メートル以上0.1メートル未満	〃	〃	20円
		外径0.1メートル以上0.15メートル未満	〃	〃	30円

厚真町都市公園条例新旧対照表

改正後					改正前				
	もの	外径0.15メートル以上0.2メートル未満	〃	〃	47円	もの	外径0.15メートル以上0.2メートル未満	〃	〃	41円
		外径0.2メートル以上0.3メートル未満	〃	〃	70円		外径0.2メートル以上0.3メートル未満	〃	〃	61円
		外径0.3メートル以上0.4メートル未満	〃	〃	93円		外径0.3メートル以上0.4メートル未満	〃	〃	81円
		外径0.4メートル以上0.7メートル未満	〃	〃	160円		外径0.4メートル以上0.7メートル未満	〃	〃	140円
		外径0.7メートル以上1メートル未満	〃	〃	230円		外径0.7メートル以上1メートル未満	〃	〃	200円
		外径1メートル以上	〃	〃	470円		外径1メートル以上	〃	〃	410円
	通路、鉄道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの又は高架のもの	上空に設ける通路	1平方メートル	1年	290円	通路、鉄道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの又は高架のもの	上空に設ける通路	1平方メートル	1年	330円
		地下に設ける通路	〃	〃	180円		地下に設ける通路	〃	〃	200円
		その他のもの	〃	〃	780円		その他のもの	〃	〃	680円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個	〃	330円	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個	〃	280円
	公衆電話所		1平方	〃	780円	公衆電話所		1平方	〃	680円

厚真町都市公園条例新旧対照表

改　正　後					改　正　前				
	天体、気象又は土地の観測施設	メートル				天体、気象又は土地の観測施設	メートル		
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	〃	1箇月	59円		競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	〃	1箇月	67円
	標識	1本	1年	620円		標識	1本	1年	540円
	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設、土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場	1平方メートル	1箇月	59円		工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設、土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場	1平方メートル	1箇月	67円
	その他の工作物・物件・施設	町長がその都度定める				その他の工作物・物件・施設	町長がその都度定める		
第2条第1項又は第3項の許可	行商、募金その他これらに類する行為	1平方メートル	1日	10円	第2条第1項又は第3項の許可	行商、募金その他これらに類する行為	1平方メートル	1日	10円
	業としての写真撮影	1人	1箇月	120円		業としての写真撮影	1人	1箇月	110円
	業としての映画撮影	1時間		90円		業としての映画撮影	1時間		90円
	上記以外の行為	町長がその都度定める				上記以外の行為	町長がその都度定める		
備考　（略）					備考　（略）				

厚真町簡易水道事業給水条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
(給水装置の新設等の申込) 第4条　給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ、町長に申し込み、その承認を受けなければならない。 2　(略) (給水装置の基準違反に対する措置) 第32条　(略) 2　町長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒否し、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 (罰則) 第35条　町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1)　第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者 (2)・(3)　(略)	(給水装置の新設等の申込) 第4条　給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ、町長に申し込み、その承認を受けなければならない。 2　(略) (給水装置の基準違反に対する措置) 第32条　(略) 2　町長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒否し、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 (罰則) 第35条　町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1)　第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者 (2)・(3)　(略)

厚真町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
新旧対照表

改　正　後	改　正　前
(水道技術管理者の資格) 第4条　法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(5)　(略) (6)　国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(水道技術管理者の資格) 第4条　法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(5)　(略) (6)　厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

厚真町簡易水道基金条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
厚真町簡易水道事業基金条例	厚真町簡易水道基金条例
(設置)	(設置)
第1条　厚真町は、この条例の定めるところにより、簡易水道事業基金(以下「基金」という。)を設置する。	第1条　厚真町は、この条例の定めるところにより、簡易水道基金(以下「基金」という。)を設置する。
(積立て)	(積立て)
第2条　基金として積み立てる額は、簡易水道事業会計予算で定める額とする。	第2条　次の各号に該当するものは、基金として積立てするものとする。ただし、簡易水道特別会計運営上必要あるときは、議会の議決を経て積立てを停止することができる。 (1)　簡易水道特別会計決算剰余金 (2)　基金積立て指定寄附その他これに準ずる収入
(運用益金の処理)	(運用益金の処理)
第4条　基金の運用から生ずる収益は、簡易水道事業会計予算に計上して、これを基金に編入するものとする。	第4条　基金の運用から生ずる収益は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算に計上して、これを基金に編入するものとする。
(繰替運用)	(繰替運用)
第5条　町長は、財政上必要あると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を事業費その他の経費に繰り替えて運用することができる。	第5条　町長は、財政上必要あると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

厚真町公共下水道事業基金条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
厚真町下水道事業基金条例	厚真町公共下水道事業基金条例
(設置)	(設置)
第1条　下水道事業の円滑な推進と施設の適正な管理、運営を図るとともに、これに必要な財源の確保及び財政の健全な運営に資するため、厚真町下水道事業基金(以下「基金」という。)を設置する。	第1条　公共下水道事業及び浄化槽市町村整備推進事業の円滑な推進と施設の適正な管理、運営を図るとともに、これに必要な財源の確保及び財政の健全な運営に資するため、厚真町公共下水道事業基金(以下「基金」という。)を設置する。
(積立て)	(積立て)
第2条　基金として積み立てる額は、下水道事業会計予算で定める額とする。	第2条　基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。 (1)　歳入歳出予算で定める額 (2)　公共下水道事業特別会計決算剰余金のうち繰越明許費に係る財源を除く額
(運用益金の処理)	(運用益金の処理)
第4条　基金の運用から生じる収益は、下水道事業会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。	第4条　基金の運用から生じる収益は、公共下水道事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。
(繰替運用)	(繰替運用)
第5条　町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を事業費その他の経費に繰り替えて運用することができる。	第5条　町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(処分)	(処分)
第6条　町長は、次の各号のいづれかに該当し、不足財源をうめるための財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。 (1)　下水道施設の災害復旧等により、財源が著しく不足するとき。 (2)　下水道施設の拡張、改良又は維持管理のため、財源が著しく不足するとき。	第6条　基金は、第1条に規定する目的達成のための必要な経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

厚真町公共下水道事業基金条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
(3)　下水道施設の整備のため発行された町債の償還のため、財源が著しく不足するとき。 (4)　その他不測の事態を生じ下水道事業運営上、財源が著しく不足するとき。	

東胆振３町介護認定審査会共同設置規約新旧対照表

改　正　後	改　正　前
第1条・第2条　（略）	第1条・第2条　（略）
(認定審査会の執務場所)	(認定審査会の執務場所)
第3条　認定審査会の執務場所は、北海道勇払郡安平町早来大町95番地安平町役場総合庁舎内とする。	第3条　認定審査会の執務場所は、北海道勇払郡厚真町京町165番地の1厚真町総合ケアセンター「ゆくり」内とする。
(委員の任命方法)	(委員の任命方法)
第4条　認定審査会の委員(以下「委員」という。)は、関係町の長が協議により定めた候補者について、安平町長がこれを任命する。	第4条　認定審査会の委員(以下「委員」という。)は、関係町の長が協議により定めた候補者について、厚真町長がこれを任命する。
2　委員に欠員を生じたときは、安平町長は、速やかに、その旨を関係町の長に通知するとともに、前項の例により委員を任命するものとする。	2　委員に欠員を生じたときは、厚真町長は、速やかに、その旨を関係町の長に通知するとともに、前項の例により委員を任命するものとする。
3　（略）	3　（略）
(認定審査会事務を補助する安平町の職員)	(認定審査会事務を補助する厚真町の職員)
第5条　認定審査会の事務を補助する安平町の職員の定数は、関係町の長が協議して定めるものとする。	第5条　認定審査会の事務を補助する厚真町の職員の定数は、関係町の長が協議して定めるものとする。
(負担金)	(負担金)
第6条　（略）	第6条　（略）
2　関係町は、前項の規定による負担金を安平町に交付しなければならない。	2　関係町は、前項の規定による負担金を厚真町に交付しなければならない。
3　（略）	3　（略）
(認定審査会に関する安平町の決算報告)	(認定審査会に関する厚真町の決算報告)
第7条　安平町長は、認定審査会に関する決算を安平町議会の認定に付したときは、当該決算を関係町の長に報告しなければならない。	第7条　厚真町長は、認定審査会に関する決算を厚真町議会の認定に付したときは、当該決算を関係町の長に報告しなければならない。
第8条　（略）	第8条　（略）
(委員の身分の取り扱いに関する条例、規則並びにその他の規定)	(委員の身分の取り扱いに関する条例、規則並びにその他の規定)
第9条　安平町長は、委員の報酬、費用弁償の	第9条　厚真町長は、委員の報酬、費用弁償の

東胆振３町介護認定審査会共同設置規約新旧対照表

改　正　後	改　正　前
額及びその支給方法に関する条例、規則並びにその他の規程を制定又は改廃する場合においては、あらかじめ関係町の長と協議しなければならない。	額及びその支給方法に関する条例、規則並びにその他の規程を制定又は改廃する場合においては、あらかじめ関係町の長と協議しなければならない。
2　前項の規定による条例、規則並びにその他の規程を安平町が制定又は改廃したときは、関係町の長は、当該条例、規則並びにその他の規程を公表しなければならない。	2　前項の規定による条例、規則並びにその他の規程を厚真町が制定又は改廃したときは、関係町の長は、当該条例、規則並びにその他の規程を公表しなければならない。
(委員の懲戒処分等)	(委員の懲戒処分等)
第10条　安平町長は、委員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係町の長と協議しなければならない。	第10条　厚真町長は、委員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係町の長と協議しなければならない。
第11条　（略）	第11条　（略）

東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置規約新旧対照表

改　正　後	改　正　前
第1条・第2条　（略）	第1条・第2条（略）
(障害認定審査会の執務場所)	(障害認定審査会の執務場所)
第3条　障害認定審査会の執務場所は、北海道勇払郡安平町早来大町95番地安平町役場総合庁舎内とする。	第3条　障害認定審査会の執務場所は、北海道勇払厚真町京町165番地の1厚真町総合ケアセンター「ゆくり」内とする。
(委員の任命方法)	(委員の任命方法)
第4条　障害認定審査会の委員(以下「委員」という。)は、関係町の長が選任した候補者について、安平町長がこれを任命する。	第4条　障害認定審査会の委員(以下「委員」という。)は、関係町の長が選任した候補者について、厚真町長がこれを任命する。
2　委員に欠員を生じたときは、安平町長は、速やかに、その旨を関係町の長に通知するとともに、前項の例により委員を任命するものとする。	2　委員に欠員を生じたときは、厚真町長は、速やかに、その旨を関係町の長に通知するとともに、前項の例により委員を任命するものとする。
3　（略）	3　（略）
(負担金)	(負担金)
第5条　（略）	第5条　（略）
2　関係町は、前項の規定による負担金を安平町に交付しなければならない。	2　関係町は、前項の規定による負担金を厚真町に交付しなければならない。
3　（略）	3　（略）
(障害認定審査会に関する安平町の決算報告)	(障害認定審査会に関する厚真町の決算報告)
第6条　安平町長は、障害認定審査会に関する決算を安平町議会の認定に付したときは、当該決算を関係町の長に報告しなければならない。	第6条　厚真町長は、障害認定審査会に関する決算を厚真町議会の認定に付したときは、当該決算を関係町の長に報告しなければならない。
第7条　（略）	第7条　（略）
(委員の身分の取り扱いに関する条例、規則及びその他の規程)	(委員の身分の取り扱いに関する条例、規則及びその他の規程)
第8条　安平町長は、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則並びにその他の規程を制定又は改廃する場合においては、あらかじめ関係町の長と協議しなければならない。	第8条　厚真町長は、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則並びにその他の規程を制定又は改廃する場合においては、あらかじめ関係町の長と協議しなければならない。

東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置規約新旧対照表

改　正　後	改　正　前
2　前項の規定による条例、規則並びにその他の規程を安平町が制定又は改廃したときは、関係町の長は、当該条例、規則並びにその他の規程を公表しなければならない。 (委員の懲戒処分等) 第9条　安平町長は、委員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係町の長と協議しなければならない。 第10条　（略）	2　前項の規定による条例、規則並びにその他の規程を厚真町が制定又は改廃したときは、関係町の長は、当該条例、規則並びにその他の規程を公表しなければならない。 (委員の懲戒処分等) 第9条　厚真町長は、委員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係町の長と協議しなければならない。 第10条　（略）

令和５年度町道幌内左岸線道路改良舗装工事その２

（金額単位：円、落札率：％）

設計金額	予定価格	契約金額（税込み）	落札率	完成予定年月日	入札回数
49,071,000	49,071,000	47,850,000	97.5	令和6年3月22日	1

指名業者一覧表

	称号又は名称	主な営業種目	営業年数	従業員		本社	最近における工事実績（主なもの）		入札金額（税別）
				総数	技術員		工事名	請負金額	
経常建設共同企業体	*森田産業㈱*	土木工事	72	17	9	厚真町	奥地林道幌内高丘線幌内工区災害復旧工事	67,653,000	44,000,000
	㈱佐藤組	〃	37	4	1	厚真町	町道軽舞西支線ほか道路災害復旧工事	4,000,000	
経常建設共同企業体	*北辰公業㈱*	土木工事	59	12	10	厚真町	富野地区A治山激甚災害対策特別緊急工事ほか1工事	119,557,000	43,500,000
	㈱今多建設	〃	54	9	6	厚真町	30年災326号平取厚真線外　災害復旧工事（繰越）	106,700,000	
経常建設共同企業体	*㈱丸斗工業*	土木工事	63	12	9	厚真町	勇払東部地区富野用水路上野北工区災害復旧工事	279,100,000	43,800,000
	㈱厚信電機	〃	40	59	54	厚真町	準用河川ﾁｹｯﾍﾟ川護岸補修工事	13,000,000	
経常建設共同企業体	*㈱山岡建設工業*	土木工事	41	18	12	厚真町	幌内地区Hその2災害関連緊急治山工事ほか3工事	155,330,000	44,200,000
	㈲沼田重機	〃	27	14	4	厚真町	平成３０年災第６４２号町道幌里本線ほか災害復旧工事	26,710,000	
経常建設共同企業体	*㈱丸博野沢組*	土木工事	48	32	19	厚真町	30年災673号厚真川（厚幌ダム）外災害復旧工事5工区	207,610,000	44,300,000
	㈱曽我造園	〃	47	8	7	厚真町	林業専用道幌里1号線開設工事	20,209,000	
経常建設共同企業体	*㈲木太建設*	土木工事	64	14	12	厚真町	新鵡川地区宮戸幹線明渠排水路遊水地2工区外一連工事	429,000,000	44,180,000
	㈱金谷造園	〃	48	8	5	厚真町	令和2年度農地耕作条件改善事業・豊沢工区	21,700,000	

工事名：令和5年度　町道幌内左岸線道路改良工事その2 請負業者：北辰・今多経常建設共同企業体		
工事概要	契約金額 （税込）	工期
工事延長　L=260m 凍上抑制層　A=1,530㎡ 下層路盤　A=1,600㎡ 装甲路肩路盤　A=260㎡ 上層路盤　A=1,300㎡	47,850,000	令和5年11月24日 ～ 令和6年3月22日
概要変更なし	51,634,000	工期変更なし

・道路の築造に伴い施工箇所が埋蔵文化財包蔵地であるため文化財保護の観点から現地立ち合いを行った。現地立ち合いにより掘削の時間を通常より多く要し、時期的に現地盤が凍結することから凍結土砂の除去費用を計上するもの。また、凍結土砂の盛土への流用が困難であることから良質土を購入し盛土に使用する。これらの費用について変更するもの。（2,149千円の増）

・工事の発生土砂を土砂置き場へ運搬を行うが、置き場の搬路においてダンプトラックの運送が困難であることから敷鉄板を敷き搬出するもの。（800千円の増）

・埋蔵文化財調査に際して掘削作業に時間を要したことから交通整理人を精査するもの。（850千円の増）

・路盤材料において新規材料を予定していたが、コンクリート再生材料が確保できたことからリサイクルの観点からこちらの材料を活用するもの。（1,160千円の減）

・工事により発生する廃棄物や立木について処理量について精査するもの。（1,145千円の増）

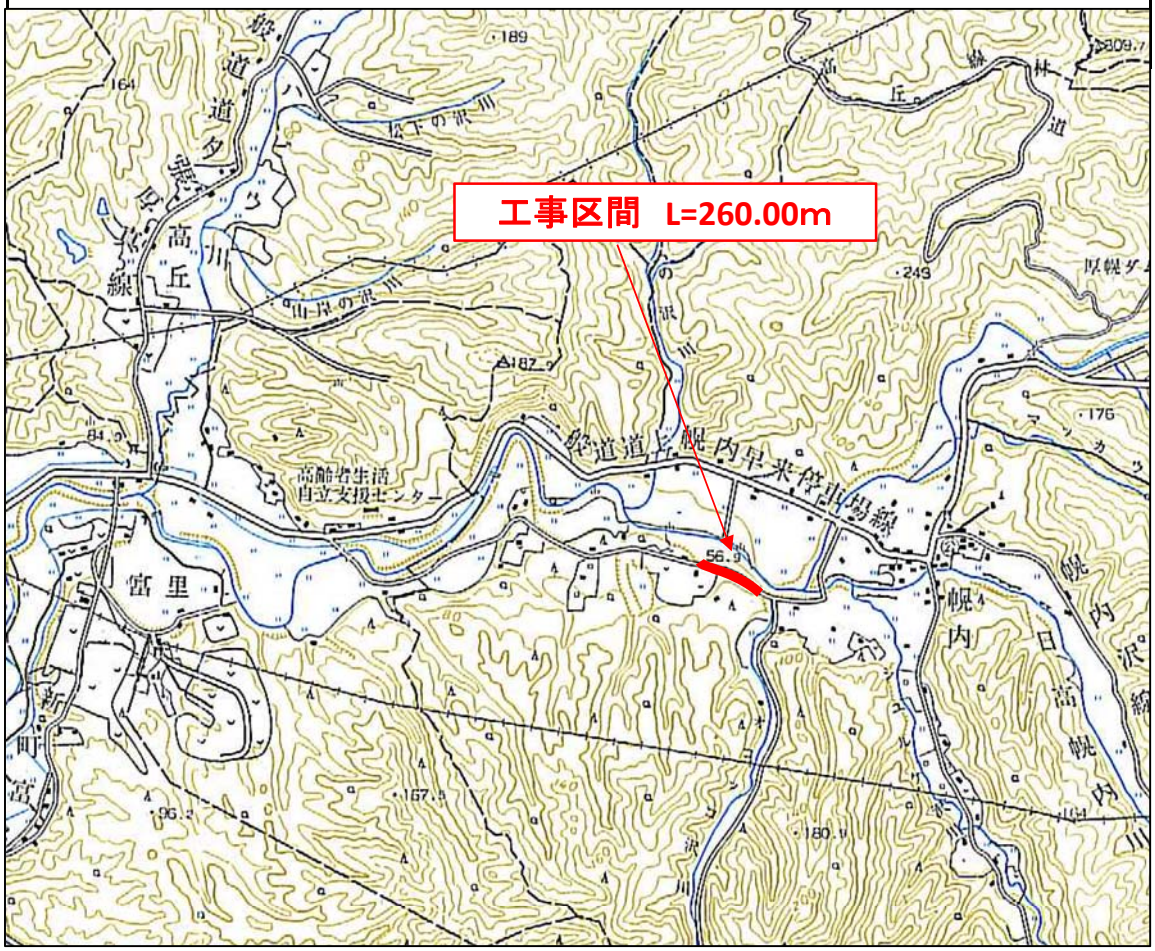

町道厚真大通線廃止認定説明図

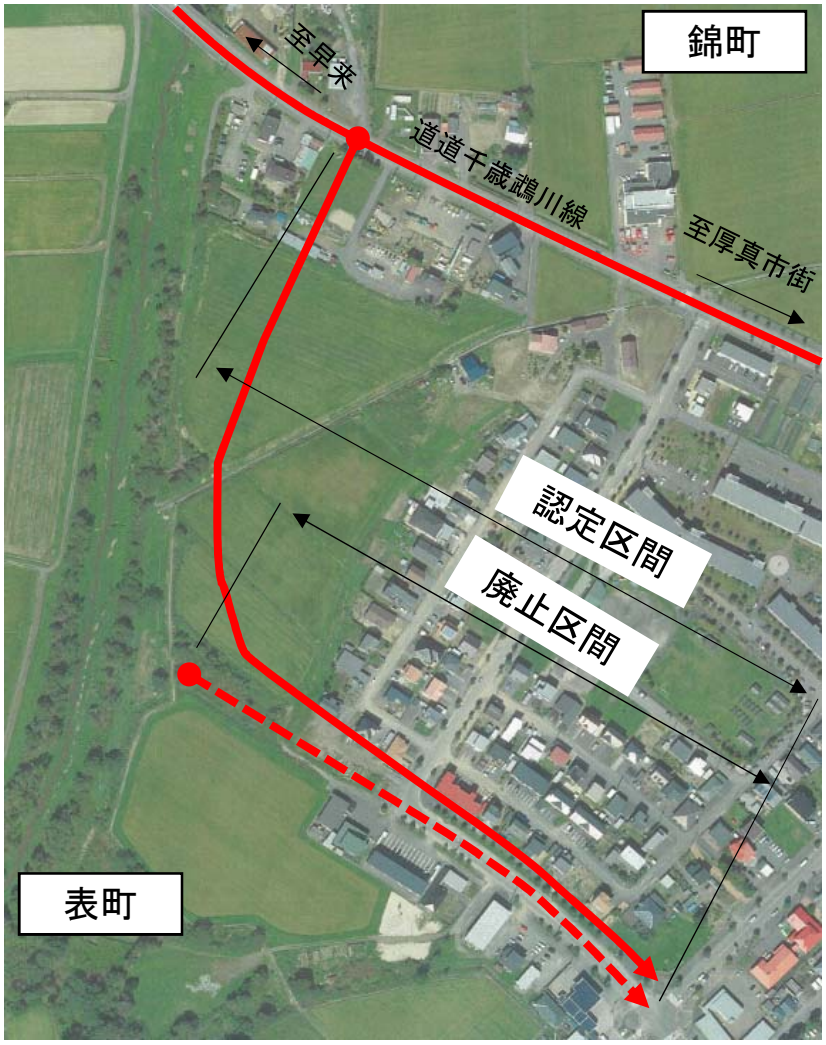

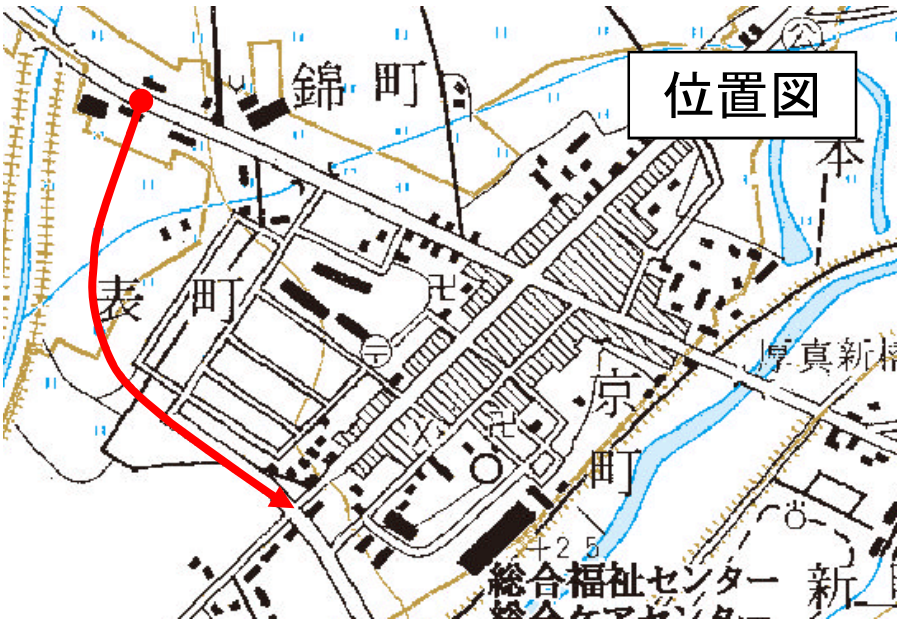

	延長（m）
廃止区間	200.20
認定区間	676.94

町道マッカウス沢線廃止認定説明図

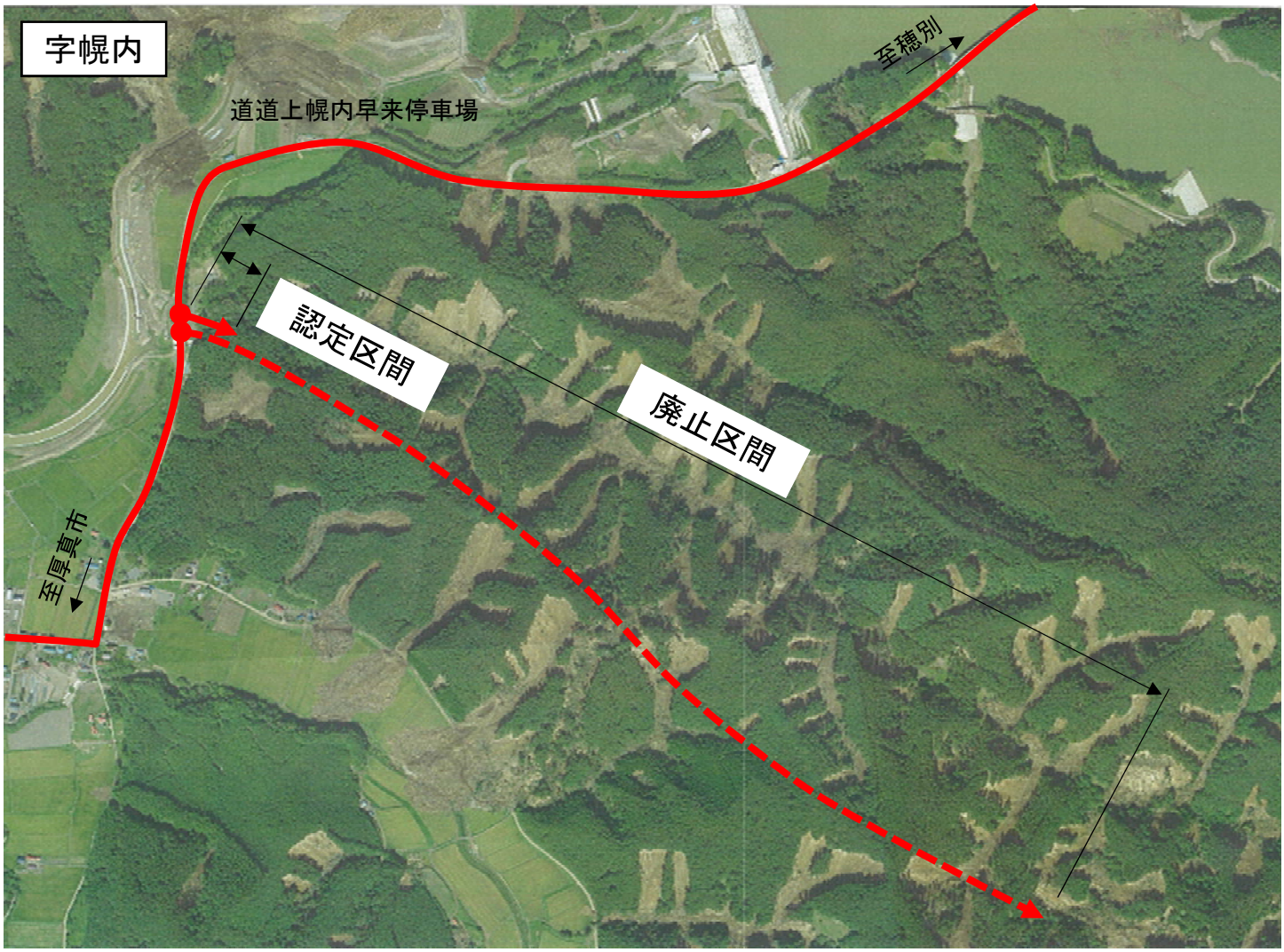

	延長（m）
廃止区間	2340.00
認定区間	49.55

工事名：豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その5） 請負業者：丸彦渡辺・木本特定建設共同企業体			
区分	工事概要	契約金額 （税込）	工期
変更前	地下水排除工（推進管路工）L=780m 立坑工　20箇所 薬液注入工　20箇所 組立マンホール工　20箇所	845,900,000円	令和5年6月19日 ～ 令和7年3月15日
変更後	概要変更なし	845,691,000円	工期変更なし
推進管路工における資材部品個数の精査による変更（260千円の減額）			
人孔位置の変更に伴う水処理工（薬液注入工）の数量精査による変更（51千円の増額）			

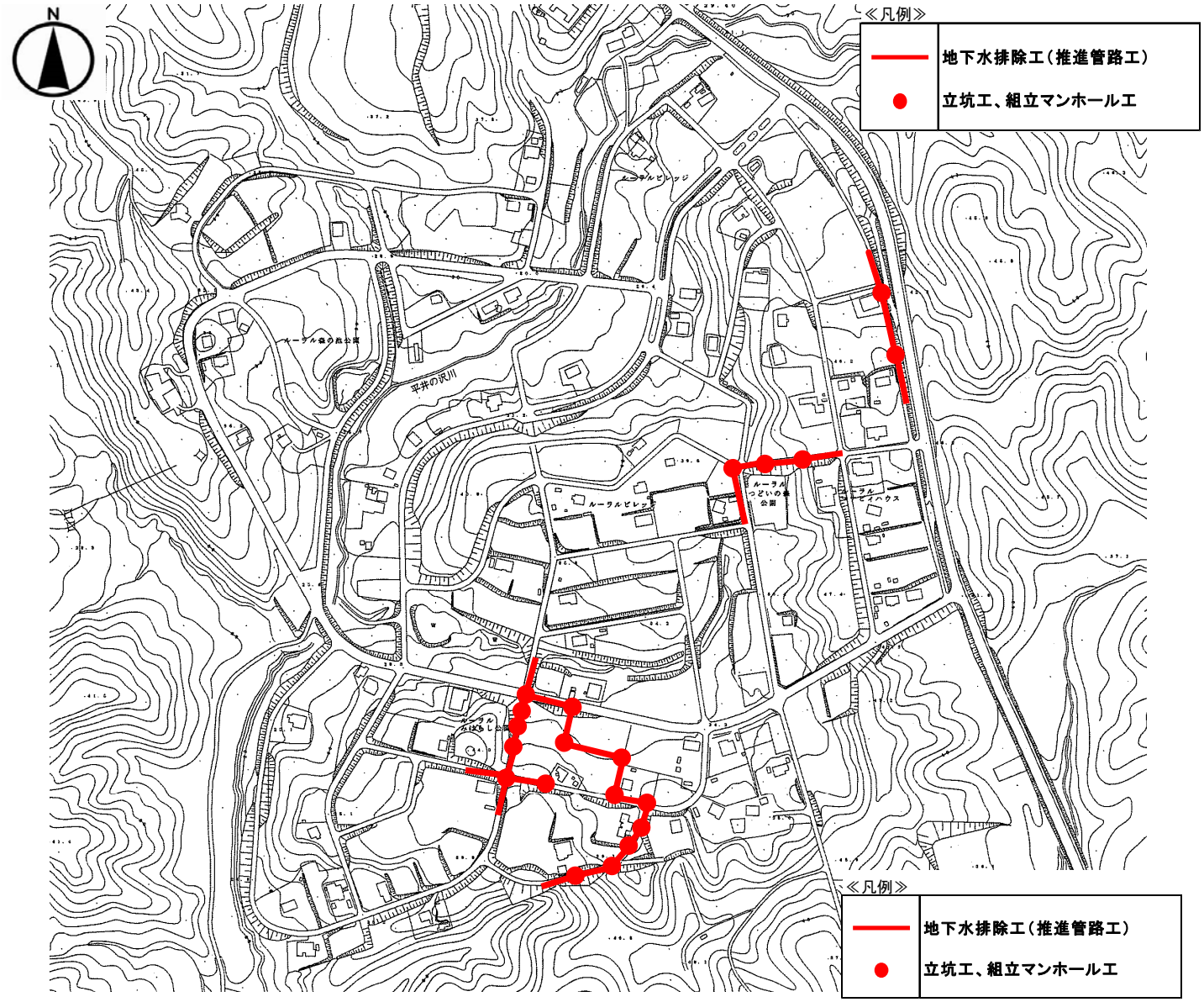

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	5	事業	1282
事業名	庁舎周辺等整備事業				所管G		庁舎周辺等整備推進室		

予算額	財源内訳					
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳
14,623					14,623	

◆　補正の目的

基本設計の配置計画に基づき、今後予定している建築物および町道等について、実施設計で必要となる高さや詳細な位置等の測量調査を行う。

別添資料	無

◆　事業の概要

1　主な調査内容

(1)　基準点測量

既存の基準点をもとに、測量調査に必要な新たな基準点を配置

(2)　現地測量

既存の建築物および町道等の構造物の高さや詳細な位置等を測量し、数値化する。

(3)　路線測量

整備する道路の中心線や勾配等を測量し、数値化する。

2　配置計画

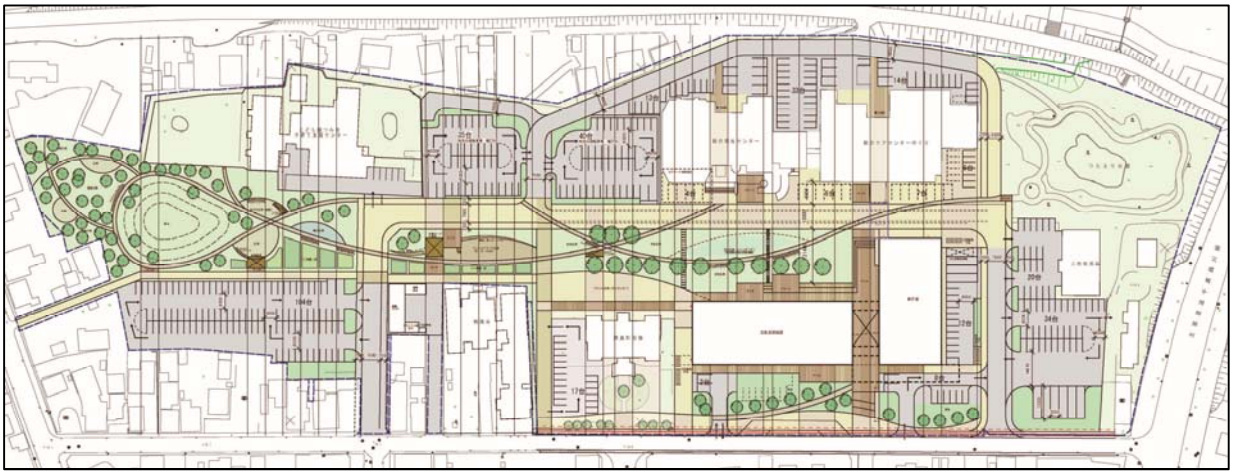

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	2	事業	452
事業名	農業後継者育成総合対策事業（町単独）			所管G		農業G			

予算額	財源内訳					
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳
△ 720				△ 720		担い手育成夢基金繰入金 △720

◆　補正の目的

農業後継者育成対策資金利子助成事業並びに新規就農者等支援対策事業補助金の実績による減および農業後継者育成対策資金利子助成事業の損失補償

別添資料	無

◆　事業の概要

１　事業の実績による減

（１）厚真町担い手育成夢資金利子助成 △１，１６６，０００円

（２）新規就農者等支援対策事業補助金 △１，７１９，０００円

２　農業後継者育成対策資金利子助成事業の損失補償

令和２年度融資実行者（１名）について、営農中止に伴い発生した金融機関の損失に対し、損失補償契約に基づき補償する。

（１）営農中止に至る経緯

平成２９年度に地域おこし協力隊農業支援員として採用し、厚真町担い手研修農場において３年間の慣行農法の農業研修を受け令和２年に就農。

就農後は研修農場で習得した慣行農法によらず、自然農法による営農に取り組むも、自ら樹立し認定を受けた青年等就農計画の目標に届かず経営不振に陥る。

就農後１年目から、町・ＪＡ・農業改良普及センター・町集落アドバイザー・農業者メンターによるサポートチームにより青年等就農計画に沿って営農するよう指導を継続して実施したが、その後も指導に従い経営方針を変更することなく、経営改善に至らなかった。

令和５年には体調を崩し長期療養が必要となり、今後の営農再開の目途が立たず本人の申し出により営農を中止し離農する。

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	2	事業	452
事業名	農業後継者育成総合対策事業（町単独）			所管G		農業G			
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			

◆　事業の概要つづき

（２）損失補償内容

令和２年４月１日にＪＡとまこまい広域と締結した「厚真町認定後継者に対する経営資金の融通に伴う損失補償契約」に基づき対象者に対する融資について発生した損失のうち１００分の９０以内に相当する金額を補償する。

融資元金分　２，１６０，０００円（２，４００，０００円のうち）
利息分　　４，７３４円（　　５，２６０円のうち）
合計　　２，１６４，７３４円
（利息は令和５年１２月２７日までの期間で算定）

（３）債権回収の流れ

①　議決後、JAとの損失補償契約に基づき、町よりJAに対して損失補償
②　損失補償額について町より本人に求償
③　本人が自己破産した場合は、町より破産管財人（弁護士）に債権届出
④　破産管財人が債権者集会を開催し、換金した財産を債権者に配当

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	2	事業	1368
事業名	畑地化促進事業				所管G		農業G		

予算額	財源内訳					
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳
4,775		4,775				

◆ 補正の目的

高収益作物やその他の畑作物の導入・定着を図るため、土地改良区の地区内の土地において水田を畑地化する際に生じる費用（土地改良法の規定による決済金等）に相当する額を支援する。

◆ 事業の概要

別添資料	無

１　事業内容

（１）計画作成主体　　厚真町
（２）事業実施者　　１４件（採択者　１７件）
（３）対象面積　　１５．１８ｈａ（採択面積　２４．５１ｈａ）
（４）交付金額　　４，７７４，６４０円
※交付金は事業実施者が申し出を行い、土地改良区へ交付

２　配分計画

区分	件数	面積（ｈａ）	交付金額（10年分・円）
地区除外決済金	4	7.9	2,789,380
畑地化協力金	10	7.28	1,985,260
計	14	15.18	4,774,640

※地区除外決済金－畑地化に伴い土地改良区の地区から除外する場合（畑地化後は用水・排水等の施設を利用しない）
※畑地化協力金　－畑地化後も土地改良区の地区内の土地として取り扱う場合（畑地化後に、水田利用よりも用水や排水等の事業利用が減少する）

３　Ｒ５年度の申請および配分状況【参考】

区分	申請状況		１次配分		**２次配分**	
	件数	面積（ｈａ）	件数	面積（ｈａ）	**件数**	**面積（ｈａ）**
地区除外決済金	5	9.06	1	1.16	**4**	**7.9**
畑地化協力金	12	13.73	2	6.45	**10**	**7.28**
計	17	22.79	3	7.61	**14**	**15.18**

※申請時点では、全て畑地化協力金で申請中。採択後、土地改良区が当該ほ場について地区除外の可否を決定し申請
※現時点では２次採択者について事業を申請中。保留者含め、令和６年度の事業申請を再生協議会にて受付中

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	2	事業	1395
事業名	施設園芸生産基盤緊急支援事業				所管G		農業G		

予算額	財源内訳					
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳
2,073		2,073				

◆　補正の目的

燃料価格高騰の長期化を踏まえ、燃料費負担が大きい施設園芸の農業者のエネルギー転換に向けた取組を促進するとともに、資材価格が高騰する中、夏期の高温障害による収量減へのリスクへの対応により、燃料価格高騰や高温の影響を受けにくい生産基盤の確立を支援する。

別添資料	無

◆　事業の概要

１　実施事業　　施設園芸生産基盤緊急支援事業　※道補助事業

２　事業実施主体 厚真町

３　取組主体　　施設園芸作の農業者　１３件
　　※取組主体に対する間接補助の実施

４　事業内容

（１）対象品目 ほうれん草・花き・イチゴ

（２）事業内容 ①　暑熱対応機器の導入
　　②　暑熱軽減効果のある内部設備・資材等の導入
　　③　パイプハウスへの暑熱軽減効果のある被覆資材の導入

（３）総事業費　　４，５５９，３８２円
　　道費補助　　２，０７２，６０３円　（補助率１／２以内）
　　受益者負担　２，４８６，７７９円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	5	事業	230
事業名	交流促進センター運営事業				所管G	経済G			

予算額	財源内訳					
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳
2,200					2,200	

◆　補正の目的

厚真町交流促進センター外部等改修工事において、浴室天井の張替工事の際に、日帰り入浴及び宿泊を停止したことにより発生した損失分について指定管理料を変更するもの

別添資料	無

◆　事業の概要

厚真町交流促進センター外部等改修工事において、浴室天井の張替工事を実施した際に、足場設置により日帰り入浴（宿泊を含む）を停止したことによる損失分を負担するもの

１　停止期間　令和５年１２月７日から１２月２５日まで１９日間

２　指定管理料変更額（損失分）２，２００千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	2	目	1	事業	1397
事業名	林業燃油高騰対策事業				所管G		林業・森林再生推進G		

予算額	財源内訳					
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳
45					45	

◆　補正の目的

原油高騰により高止まりしている林業用重機の燃油購入費に対して一部を助成する。

別添資料	無

◆　事業の概要

1　事業内容

平成２９年度から令和２年度までの平均軽油単価８１．８円／㍑を基準に、令和５年度の軽油単価との差額分１㍑あたり２０円を上限に補助し、燃油高騰分の負担を軽減することで経営安定を図る。

2　補助対象者

令和６年１月１日時点で町内に住所を有し、専ら森林内（森林法に基づく地域森林計画区域内の森林）での森林施業に従事する林業事業体及び林業事業者

3　対象経費

林業事業体及び林業事業者が、自ら所有する林業用重機を用い、伐倒、集材、造材などの森林施業で使用した軽油を対象とし、その使用量に応じて補助する。ただし、次に該当するものは対象外とする。

（１）町や森林組合、その他林業事業体から受託して実施する森林施業

（２）ナンバーを取得して公道を走行できる林業用機械

4　内訳

令和５年度想定　２，２５０㍑×２０円＝４５，０００円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	7	項	1	目	1	事業	1222
事業名	新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策事業				所管G		経済G		

予算額	財源内訳					
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳
1,782					1,782	

◆　補正の目的

新型コロナウイルス感染症拡大に起因して、事業活動に影響を受けている町内の中小企業者等に対し、必要な資金を早急に融通し、事業運営の円滑化と返済財源の負担軽減を図ることを目的とする。

別添資料	無

◆　事業の概要

感染症対応資金融資利子及び保証料補給金

１　目的

町内の中小企業者等の事業運営の円滑化と経営の安定化に必要な事業資金を低利かつ長期に貸付け、その貸付利子の一部及び保証料の全額を補給する。

２　対象者

新型コロナウイルス感染症拡大に起因して、事業活動に影響を受けている中小企業者のうち、厚真町に独立した事務所、工場又は店舗を有し、町税を完納している者

３　取扱金融機関　　苫小牧信用金庫

４　預託金　　無し

５　融資総枠　　１億２，０００万円

６　融資制度と利子及び保証料補給内容

（１）融資期間　　７年以内（うち据置１年以内）
（２）融資限度額　　運転資金と設備資金を合わせて１０，０００千円
（３）貸付利率　　１．８％（固定金利）
（４）利子補給率　　１．８％（４年目以降は１．３％）
（５）保証料補給　　北海道信用保証協会の定める額の全額
（６）貸付取扱期間　施行日から令和５年１２月２９日まで
（７）そ の 他　　取扱金融機関の定めによる

７　令和５年度実績　　融資件数１０件、融資総額３７，１１０千円

８　補正額　　１，７８２千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	8	項	2	目	3	事業	815
事業名	橋梁長寿命化事業				所管G		土木G		

予算額	財源内訳					
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳
25,000	11,520		7,800		5,680	

◆　補正の目的

橋梁の調査点検をもとに、予防的な補修を講じることで長寿命化を図り、安心安全な道路網を確保する。

別添資料	無

◆　事業の概要

町道高丘本線奥高橋の架替
橋梁設計委託：奥高橋

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	国民健康保険事業特別会計	款	7	項	1	目	1	事業	713
事業名	給付費支払準備基金積立金				所管G	町民生活G			

予算額	財源内訳					
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳
20,000				20,000		一般会計繰入金 20,000

◆　補正の目的

北海道が目指す保険料水準の統一に向けた賦課方式の考え方と整合性を図るため、道が示す保険料の標準的算定方法へ変更するにあたり、保険料算定の方式を現状の所得割、資産割、均等割及び平等割による「４方式」から、資産割を廃止し「３方式」へ改定する。

これにより、同じ応能益分である所得割への影響が大きくなることから、令和６年度以降に激変緩和措置を講じることを見込み、その財源として基金に積み立てを行うもの

別添資料	無

◆　事業の概要

１　基金残高
　積立前額　１２，６７２千円
　積立後額　３２，６７２千円

２　激変緩和措置
（１）激変緩和措置予定期間
　令和６年度～令和１０年度（５年間）

（２）激変緩和措置の考え方
　①　資産割廃止による令和６年度の所得割の影響見込額１５，０００千円を激変緩和措置の基準額とする。
　②　算定方式改定初年度の令和６年度は、①の基準額の５割を基金から納付金に繰り入れ、所得割額の増嵩抑制を図るものとする。
　③　令和７年度以降は、北海道への納付金額等を勘案しながら、繰入額を１割ずつ漸減させ、最終年度（１０年度）は基準額の１割を繰り入れることを想定

（３）激変緩和措置予定額（基金繰入金）
　令和　６年度　　７，５００千円（令和６年度当初予算に計上）
　令和　７年度　　６，０００千円（以降、現時点での想定額）
　令和　８年度　　４，５００千円
　令和　９年度　　３，０００千円
　令和１０年度　　１，５００千円（激変緩和措置最終年度）
　　計　２２，５００千円